

新潟市大規模建設事業評価監視委員会における委員意見及び対応方針

防災・震災対策による災害に強い住まいづくり(第3期)【事後評価】

項目	委員意見	対応方針
① 意見・要望	『新潟市地域と住まいの整備計画(新潟地域住宅計画(第4期))』の事後評価や、『新潟市地域と住まいの整備計画(新潟地域住宅計画(第5期))』の事前評価にも同様に市営住宅の屋上防水改修に関する指標があり、目標とする数値がそれぞれ異なっているが、どのような方針や意味があつて分けているのか教えていただきたい。	屋上防水改修単独工事の場合は、『新潟市地域と住まいの整備計画』内で実施しています。外壁改修と屋上防水改修を併せて行う工事の場合は、外壁の落下防止をはじめとした、生活空間の安全確保の取り組みと考えているため、本計画内で事業を実施しています。
② 意見・要望	耐震化などに対する支援や意識啓発などに取り組んだということだが、意識啓発というのは看板を設置したということのみを意味するのか、それとも地域住民の方に対してなにかソフト面での取り組みも行っていたということか。	津波避難ビルへの看板の設置の他に地域住民・施設管理者・市職員の3者が集まる避難所運営体制連絡会を実施し、ここに防災専門家を派遣しました。避難所運営体制連絡会においては、避難所運営について運営主体となる3者で事前に検討するなどして、意識啓発を図っています。
③ 意見・要望	事業効果の発現状況について、例えば耐震化などに対する意識啓発などに取り組んだことで耐震化率が向上し、88パーセントから90パーセントであったという書き方がよいと思う。	いただいたご意見を参考に表現を再考いたします。